

# 新発田市営繕工事「週休2日適用工事」（令和7年4月）実施要領

## 1 目的

本要領により「週休2日適用工事」（現場閉所）として実施することで、建設現場における週休2日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

## 2 対象工事

本実施要領は、新発田市が発注する営繕工事に適用する。ただし、発注者が週休2日適用工事に適しないと判断した工事は除外する。

## 3 用語の定義

### （1）週休2日

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

### （2）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

### （3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉鎖された状態をいう。

### （4）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

### （5）4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降

雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### 4 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

##### ① 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式  
(設計図書に別紙1(「週休2日適用工事(発注者指定方式)」特記仕様書)を添付する。)

##### ② 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式(通期の週休2日は必須)  
(設計図書に別紙2(「週休2日適用工事(受注者希望方式)」特記仕様書)を添付する。)

#### 5 積算方法等

##### (1) 補正方法

週休2日適用工事において、対象期間中の現場閉所(現場休息)の状況に応じた以下の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する(市場単価等の補正率は、令和6年3月22日付け国営積第13号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知を準用する。(別添1))。

① 月単位の週休2日適用工事(4週8休以上) 1.04

② 通期の週休2日適用工事(4週8休以上) 1.02

##### (2) 積算及び変更方法

###### ① 発注者指定方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、月単位の4週8休を満たさず、通期の4週8休以上を達成した場合は、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、請負代金のうち労務費補正分を減額補正する。なお、変更契約においては、建設工事請負契約約款第○条の規定に基づき行うものとする。

###### ② 受注者希望方式

通期の4週8休以上を前提に、(1)②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上を達成した場合は、補正係数を(1)①に変更し、請負代金のうち労務費補正分を増額変更し、通期の4週8休に満たない場合は、請負代金のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、建設工事請負契約約款第○条の規定に基づき行うものとする。

## 6 現場閉所（現場休息）の確認方法等

### （１）現場閉所（現場休息）の確認方法

#### ① 工事着手前

- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者により受領し、月単位の週休２日又は通期の週休２日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者との協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場供促）の予定日を調整した上で、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員に提出する。

#### ② 工事着手後

- ・監督員は、工程計画の見直し等が発生した場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

#### ③ その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事。内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事の一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならいことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

### （２）週休２日適用工事の見える化

受注者は、週休２日適用工事である旨を仮囲い等に明示する

### **(3) 工事成績評定**

「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、新発田市請負工事成績評定実施要領に基づき取組を評価する。

また、提出された工程表が「通期」の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に「通期」の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合については、新発田市請負工事成績評定実施要領に基づき点数を減ずる措置を行うものとする。なお、受注者希望方式においては、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。

## 営繕工事「週休2日適用工事（発注者指定方式）」特記仕様書

本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する新発田市「週休2日適用工事（発注者指定方式）」である。

受注者は、『営繕工事における週休2日適用工事实施要領（新発田市）』に基づき、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休を満たさず、通期の4週8休以上を達成した場合は、補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。

実施要領は、新発田市ホームページから入手できる。

## 営繕工事「週休2日適用工事（受注者希望方式）」特記仕様書

本工事は、発注者が工事着前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する新発田市「週休2日適用工事（受注者希望方式）」である。なお、通期の週休2日について、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

受注者は、『営繕工事における週休2日適用工事实施要領（新発田市）』に基づき、月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に、監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。

受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日の取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が発生した場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

通期の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休を達成した場合は、補正係数を1.04に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。

実施要領は、新発田市ホームページから入手できる。

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長  
大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室長  
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長  
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長  
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課  
営繕積算企画調整室長  
( 公 印 省 略 )

営繕工事における週休 2 日促進工事の  
実施に係る積算方法等の運用について (改定)

「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施について (改定)」(令和 6 年 3 月 22 日付け国会公契第 37 号、国営管第 589 号、国営計第 171 号、国営建技第 13 号。以下「課長通達」という。)により営繕工事における週休 2 日促進工事实施要領が改定されたところであるが、同要領による営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算補方法等の運用について下記のとおり改定したので適切に対応されたい。なお、令和 6 年 3 月 31 日以前に入札手続等を行った工事については、従前の例による。

記

1. 工事費の積算方法

週休 2 日促進工事において、現場閉所 (現場休息) の状況に応じて、「2. 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2. 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に課長通達の補正係数を乗じて補正する。  
なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、課長通達の補正係数から算出した以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A - 2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※ 「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22